第9回和光市個人情報保護審議会会議録

平成16年8月27日(金曜日)

議題

- 1 和光市個人情報保護条例の一部改正について
 - (1) 一部改正の素案について
 - (2) 他市の状況について
- 2 コンビニ収納について
- 3 その他

出席者

石井彰会長、東洋子委員、浦郷義郎委員、今野清委員、並木修二委員(以上5名出席) 事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、松橋課長補佐、本多主任、政策課田中課長 補佐、納税課濱田課長

午前10時00分開会

事務局 お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から和光市個人情報保護審議会を開催いたします。まず、本日の市の出席者としまして、横内企画部長、議事の②にありますコンビニ収納について後ほど説明をいたします濱田納税課長、政策課で法務担当の田中課長補佐になります。事務局として市政情報課長、松橋課長補佐、本多主任になります。よろしくお願いいたします。前回の審議会後の市の動きとしましては、8月3日から8月23日にかけて条例の一部改正についてのパブリックコメントを実施しましたが、意見の提出は一件もありませんでした。前回の審議会で事務局が示した素案について、その後考え方の変更はありませんので、併せてご報告します。それでは、議事の進行を会長にお願いします。

会長 本日は、委員の過半数の出席がありますので審議会は成立します。本日は引続き一部改正の審議を行いますが、意見交換や以前に発言がありました他の自治体の状況の説明を中心に一部改正について進めていきたいと思います。前回の審議会後、大きな動きがなく、パブリックコメントを実施したが意見がありませんでした。今後のスケジュールについて再確認をしたいと思いますので、事務局の説明を求めます。

事務局 今後のスケジュールにつきましては、パブリックコメントの意見がありませんでしたので、この後の審議会のご意見を頂き、9月から10月に検察庁協議を行い、12月の議会に上程し、来年4月1日の施行を考えています。

会長 審議会としましては必要に応じて、条例改正について意見交換していく。これま

でも一部改正についての意見がありましたが、前回の審議会で会議録にきちんと記載することで、市に審議会の意見を理解してもらうとの発言がありました。意見書を提出するのではなく、会議録に記載して市が今後の検討のためよく読んでもらうとすることで異議はありませんか。異議がないようですのでそのように進めていきます。そうしますと、審議会の会議録が重要になってきます。今まで審議会で出た意見がいくつかありました。そのひとつは条例の文案についての指摘で、法律的な文言で分かりにくいので、分かりやすい内容に変えた方がよいとの具体的な提案を含めた発言がありました。もうひとつは、改正の中身についているいろ発言がありました。罰則について、検察庁協議の問題が残ってはいますが、様々な意見がありました。事業者に対する問題についても意見がありました。これらの審議会の意見を鮮明に出すために、会議録の中から意見について拾い上げて一覧表にしてまとめた方が、市にとって分かりやすいものになると考えています。これについて意見がありましたらお願いします。

並木委員 会長の意見に賛成です。会議録をもう一度読み直し、一覧表にする作業は事 務局に任せるのがいいと思います。

会長 今回の一部改正が和光市だけの問題ではなく、国の法律の整備により生じてきたこと。個人情報保護を進めるうえで、欠落している問題がないか。以上の2つの問題について、審議会で事務局の説明を求めてきました。その中で出てきた意見をまとめて、会議録とは別の資料を作成してもらいたい。これには、事務局の協力をお願いしたい。作業としては、本日の審議会を含めてできるだけ早く着手してもらいたい。他市の状況についての説明を事務局に求めます。

事務局 他市の状況についてご説明します。資料1・2でご説明します。罰則規定見直し状況は5月10日現在で調べたものになります。41市2町の回答があり、8つに分けました。 国と同様の規定で措置済は1市もなく、 国と異なる規定で措置済は3市、

検討の結果、国と同様の規定で措置予定は3市、 検討の結果、国と異なる規定で措置予定は1市もなく、 国と同様の規定で措置を検討中は12市、 国と異なる規定で措置を検討中は4市、 今後検討するは15市2町、 検討する予定がない市は1市となっています。罰則規定で国と異なっている規定と回答した市について詳しくしたものが資料2になります。 国と異なる規定で措置済は3市で狭山市、戸田市、三郷市になります。 国と異なる規定で措置を検討中は4市で所沢市、春日部市、朝霞市、志木市になります。近隣3市ということで新座市についても記載しています。狭山市は罰則の対象を委託業者の他に議会の議員も含めていることから国と異なる規定になります。市外犯の規定はありません。戸田市は両罰規定があることで、国と異なる規定になります。市外犯の規定はありません。三郷市も両罰規定があり国と異なり、市外犯の規定はありません。所沢市は国と異なる規定で措置を検討中となっていましたが、現在では国と同

様の規定に検討中になりました。春日部市は国と異なる規定で措置を検討中で、独自の 罰則規定を設ける予定です。朝霞市は両罰規定、市外犯の規定を設ける予定です。志木 市は和光市と同様に個人情報ファイルの定義をしていないため、国と異なる規定になり ます。市外犯の規定はありません。新座市は国と同様の規定で措置を検討中です。市外 犯の規定はありません。和光市は5月の段階では今後検討するとのことでしたが、量刑 については国と同様の規定ですが、市外犯と両罰規定を設けていることから国と異なる 規定になります。

会長 他市の状況について説明してもらいました。まだ、検討中の市が大半だと思いますが今後も全体的な流れを知りつつ、和光市独自の改正を進めるべきと思います。今の 説明にご意見、ご質問があればお願いします。

並木委員 今回の一部改正の条文の中に狭山市にあるような「業務上保有個人情報を知り得た者」が入っていないが、私としてはこれを盛り込むことが望ましいと考えますが、 入れなかった市の考え方を聞きたい。

事務局 和光市では、実施機関の職員、委託を受けた事務に従事している者として国と同様の規定である。狭山市は、「業務上保有個人情報を知り得た者」として、議員に限らず全ての者が対象となると考えられます。個人情報を取扱うのは、実施機関の職員であり、議会の議員については、審議の内容によりますが、個人情報そのものを審議にかけることはあまりない。守秘義務については特別職、議員は地方公務員法の適用除外ですが、担保として倫理、懲罰が制度としてある。通常の事務の中で個人情報を取扱うことは特殊な場合を除いてはあまりないと考える。議員を対象にする、しないではなく法律に倣って罰則の量刑も含めて対象範囲をその中で対応していく考えから案を作成しました。

会長 和光市の改正の文言からの受け取れないところで、不正行為があった場合も決してそれを意図的に除外したのではなく、他の関連法規等でカバーできるとの考えでよろしいですか。

事務局 法制度の中で通常個人情報を取扱うのは、職員と委託で過去のものを含めたものにとどめました。

並木委員 公の施設の管理受託者、各種福祉サービス業務受託者は委託を受けた事務に 従事している者と理解していいですか。狭山市との違いは議員が入るか入らないかの違いだけですか。

事務局 議員かどうかは分かりませんが、業務の上で知り得た範囲でどの程度なのかによっては、例として議員が出ているのではないかと思います。条文の中には出ていない。 考え方としてそういった者も含めているのではないか。想定できる者を表現の中で説明 している。 並木委員 広い概念で捕らえたほうが、対象者を見落とさずにカバーできるから、狭山 市の表現が良いのではないか。

会長 審議会のひとつの意見としてそういうことが出ていることを承知していただきたい。表現するにあたり、より可能性のある対象者を幅広く捕らえるべきではないかと思います。

浦郷委員 個人情報を直接得る場合と間接的に得る場合がありますが、職員については直接得るし、議員については間接的に得るとか思います。しかし、個人情報を得ることは同じである。個人情報を入手した者すべての者を含んでいて、その中に議員が入るのか入らないかが問題だと思います。入るのか入らないかを明確にし、私たちで認識しておけばよいと思います。

会長 罰則の対象者は、実施機関の職員若しくは職員であった者、委託を受けた事務に 従事している者、若しくは従事していた者なので、限定的に解釈すると議員は対象とし ていないと考える。浦郷委員の意見は、言葉には入ってはいないが、当然そういったこ とがあれば、議員も対象になるべきだとの考えです。

並木委員 広義にとられたほうが、個人情報の保護の意味はないと思う。広義にとらえることが、審議会の意見としては良いと考える。

会長 審議会の全体の意見としてまとまるかどうか問題があります。今までの発言を伺っていますと、意見としてまとめるのはどうかと思いますので、意見があったことを、 審議会の会議録に残しておく。

浦郷委員 個人情報は、一般の企業でも漏れている。どこの企業も漏らしてはいけない モラルハザードがある。あっても、漏れてしまう。行政機関においても漏らさないため の予防策が必要だと思います。漏れてしまっての罰則ではなく、起こらないことが大切 である。

会長 今回の改正案については、罰則規定を盛込むことに、さまざまな意見が集まりました。しかし、量刑については、一つひとつについて意見としてまとめることが問題かと思います。量刑についてのご意見があればお願いします。

並木委員 量刑については私たちでは、まとめることが難しいと思います。被害が発生したら、なかなか回復ができない。起こさないことが大事であり、被害を後から補てんするにしても、金額で補てんするにも追いつかない。起こさないこと、被害が発生しないことを念頭におけば、対応が決まってくると思います。

会長 スケジュールについては、12月の議会の上程前に今まで進めてきた市側の考え 方を確認し、市に説明を求めたいと考えますが、よろしいでしょうか。次回の審議会に つきましては、事務局と調整した後、通知をします。次の議事のコンビニ収納について 濱田納税課長に来ていただきました。条例第39条の「審議会は、審議のために必要が あると認めるときは、当該審議事項に関係する実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。」とあります。過去の審議会でも住基カードの件でも戸籍住民課の職員の説明がありました。今回も事務局からコンビニ収納について説明をしておきたいとのことで、本日の議事に入れました。説明をお願いします。

納税課長 コンビニ収納についてご説明します。地方自治法施行令の改正により可能に なったわけでありますが、経過としては、構造改革特区提案が県内で戸田市、草加市、 志木市でコンビニ収納を特区で行いたいと提案がありました。それに対して、総務省で は既に地方税の民間委託の検討を進めていたことと、地方税の取扱いは全国統一的であ るべきとの方針を踏まえ、全国レベルの規制緩和が進められました。ここでいう地方税 は国税を除いたもので、県税、自動車税、市税につきましては、市県民税、固定資産税、 軽自動車税、国民健康保険税になります。導入の目的としましては、利便性の確保で納 入の選択肢が市民にとって広がる。もう 1 点は、収納率の向上が言われます。和光市に おきましては、9月議会に準備のための予算を計上しまして、来年度当初課税分からコ ンビニ収納に対応できるよう今から準備を進めていきます。契約としましては、コンビ ニチェーン店本部とあらかじめ契約を結んだコンビニ収納代行会社1社と市が契約しま す。全国で約4万店舗あるコンビニですが、契約で絞込みを行うと約3万店舗になると 考えます。コンビニ収納を導入するにあたっての留意点が3点ほどあります。公金の保 護、個人情報の保護、費用対効果があります。特に個人情報の保護につきましては、和 光市個人情報保護条例に趣旨に基づき事務を進めていく。会計規則の改正につきまして は、条文の中に「納税者の個人情報に関し、十分な管理体制を有すること。」を入れる考 えです。契約につきましては、市と収納代行業者の契約の段階で個人情報の取扱い、保 護について記載した収納事務委託契約書を作成することになります。収納代行業者と各 コンビニチェーン本部との契約につきましては、業務基本契約書を結びます。その中で、 データ管理責任、守秘義務、書類保存義務について責任を明記した上で賠償責任及び対 応方法についても明記することになっていますので、確認が必要になります。セキュリ ティにつきましては、国際規格や国内規格が整備されていますので、それに沿った管理 体制をとっていることが契約の条件の一つになります。コンビニの個人情報管理体制に つきましては、現在コンビニがフランチャイズを採用していますので、本部と店長の間 ではマニュアルに沿って研修を実施していますが、店員の研修につきましては、本部に 確認したところ、本部が直接行うことはないとの話でした。店長が責任を果たす形にな り、店員の教育については店長の責任の範囲で行うことになります。店員が第三者に漏 らした場合は、市が直接各コンビニ店舗と契約していないため、コンビニ収納代行業者 を介して、そのコンビニ契約の取消しを行い、民法上の賠償請求が可能となります。店 員に対しては、コンビニ内部の問題として、求償をすることが考えられます。コンビニは一般の金融機関と収納する環境が異なり、高額な税額を取扱う環境になっていないため、運用上は取扱い金額30万円以下となっていますが、引下げたり、税目を絞ることも考えられます。納付書に記載される個人情報を必要最低限にするなどの対応が考えられます。現在のコンビニの環境で実施することになりますので、どの範囲でどのように利用していくか、市の選択が重要になってくると考えています。

会長 当初はどの税目から始めて、将来的にはどの税目まで扱う考えがあるのか。

納税課長 今の段階では、戸田市や草加市では全税目を行っていることから、全税目について行うことと考えています。

会長 運用上の取扱いの税額の30万円以下にするとの考えは範囲の中なのか。

納税課長 そうです。改めて検討をしていきますが、例えばコンビニ収納代行業者は16のコンビニ本部と契約を結んでいますが、その全てを対象としなくてもよいので、その中でコンビニの絞込みを行うことも可能です。どこのコンビニにするかの検討も必要となります。税目についても絞込みを行うことも可能です。

会長 本日の説明は、市としてこれからコンビニ収納を行っていくとの理解でいいですか。

納税課長 基本的には全税目を対象に行うよう対応していますが、契約の段階で10月 以降になるかと思いますが、そのころには、具体的なものになると考えます。

会長 コンビニ収納の利便性の確保、収納率の向上が命題だと思いますが、利便性の確保、収納率の向上と併せて、個人情報の保護があるべきと考えます。

並木委員 公的機関としてこういう発言するのはできないでしょうが、現実には多少今までよりリスクがあるかと思います。その分利便性が上がる。自己責任として、リスクはあると認識した上で利用すればよいと思う。本人が自己責任として判断していけばいいと思います。利便性を高めることと個人情報の保護は相反するものであるから、これを両立することは難しいので、利用者の判断に任せるしかないと思います。

東委員 架空請求とかありますので、怖い感じがします。

会長 先ほどの説明で、個人情報の漏れることに対する対応を説明してもらいましたが、 その中で納付書に個人情報の記載を少なくするのは、進んだ考えだと思います。そういったことも含めて個人情報の保護に十分留意した上で進めてもらいたい。次の議事のその他について何か事務局から説明することはありませんか。

事務局 特にありません。

会長 本日の審議会について確認しますと、本日は個人情報保護条例の改正について意見交換した。その意見交換した内容は、会議録にきちんと載せる。同時に意見の一覧表を作成し、これからの市の改正案をまとめるときに参考にしてもらう。意見の中には必

ずしも一致しない問題があります。他にご意見、ご質問がなければ散会とします。 1 1 時 1 0 分閉会